

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪実業高等学校定時制課程給食事業補助金
補助事業等の目標	諏訪実業高等学校定時制課程では、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）により、全生徒に対して完全給食を実施しているが、定時制教育活動の振興のため、助成を行っている。
補助事業等の対象者	長野県諏訪実業高等学校 定時制教育振興会
補助対象経費	夜間課程を置く高等学校における学校給食に係る経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、120,000 円を上限とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 定時制教育活動の振興のため。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署にて補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 48 年
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 法の趣旨に則し、助成の継続が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 教育委員会 教育総務課 教育総務係

平成 31 年 3 月 15 日 一部改正（平成 31 年 4 月 1 日 施行）

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正（令和 3 年 11 月 9 日 施行）